

埼玉県減災対策協議会（荒川圏域）規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「埼玉県減災対策協議会（荒川圏域）」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨による大規模な浸水被害や、平成28年8月に発生した台風9号及び台風10号による中小河川における甚大な浸水被害を踏まえ、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、埼玉県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の機関により構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の機関により構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は原則次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項を検討し、取組方針を策定し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、取組方針に基づく対策の実施状況を確認す

る。また、本協議会を中心として、毎年出水期前に水防連絡調整会議や堤防の合同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、中小河川における水災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料の公表)

第7条 協議会に提出された資料については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する。

本協議会の構成員は、以下のとおりである。

	組 織	機 関 名	
国	国土交通省	荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所 二瀬ダム管理所	
	気象庁	熊谷地方气象台	
(独)	水資源機構	荒川ダム総合管理所	
県	埼玉県	県土整備部河川砂防課 危機管理防災部消防防災課 さいたま県土整備事務所 朝霞県土整備事務所 北本県土整備事務所 川越県土整備事務所 飯能県土整備事務所 東松山県土整備事務所 秩父県土整備事務所	
		市 町 村	さいたま市
			川口市
			蕨市
			戸田市
			朝霞市
			志木市
			和光市
			新座市
鴻巣市			
上尾市			
桶川市			
北本市			
伊奈町			
川越市			
所沢市			
狭山市			

市 町 村		富士見市 ふじみ野市 三芳町 飯能市 入間市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 毛呂山町 越生町 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村 秩父市 横瀬町 小鹿野町 長瀨町 皆野町
-------------	--	--